

## 授業計画1回～8回

回	月 日	テーマ	講義の内容
1	10月 7日	通信関連法規の概要	電気通信の発達と電気通信法規 法令及び条約の基礎的な事柄 電気通信に関する国際組織と規制の枠組 国際電気通信連合(ITU)の基本文書その1
2	21日	国際電気通信法規	国際電気通信連合(ITU)の基本文書その2 電波資源の国際管理及び周波数の割当て
3	28日	電波法1 無線局を開設する1	無線局の開設 免許又は登録を要する無線局(免許制度) 無線局免許の欠格事由
4	11月 4日	電波法2 無線局を開設する2	無線局の開設の手続 免許と登録、包括免許及び包括登録
5	11日	電波法3 無線設備の技術基準と適合マーク	送信設備及び受信設備の技術基準 技術基準認証制度 (適合証明、設計の認証、技術基準自己確認)
6	18日	電波法4 無線従事者と無線局の運用	無線従事者資格制度 無線局の運用
7	25日	電波法5 無線局の管理と監督 ICカード、電子レンジと電波法	無線局の管理 無線局に対する監督 高周波利用設備
8	12月 9日	電波法6 無線通信秩序の維持	電波利用環境の保護、電波利用料 電波法の罰則規定

第7回目のテーマは「無線局の監理と監督」と云うことで、無線局及び高周波利用設備の監理・監督についての電波法上の規定等を学習します。

### 11月19日(第7回)授業の学習ガイド

①今回の授業は、電波法5「無線局の管理と監督、電子レンジと電波法」と云うキーワードのテーマです。

電子レンジは加熱調理をするための高周波を利用した設備の一つです。

今回の授業の内容は電磁波を放出する無線局（無線設備）及び高周波利用設備に関する管理・監督の電波法上の規定を学習し理解します。

②日本の国内に於いて総務大臣が無線局の免許を付与した後は、電波法に掲げる目的達成のために、その無線局の免許に関して管理、監督をしなければならない。電波法上の合法性、合目的性を監視し、必要に応じての指示、命令、公益上の必要に基づく下命を行うための規定について学習し理解します。

### 11月19日(第7回)授業の学習ガイド

③高周波利用設備については、電磁波(電波)を空中線から放出する無線設備とは異なり、その設備の内部で高周波を利用するので、外部に対する影響や特定の周波数スペクトルに対する影響(混信、妨害等)は少ない(高周波利用設備からの外部への影響はノイズ(雑音)となって現れる)。しかしながら、一部の高周波利用設備については、その設置に総務大臣の許可が必要なものが有ることから、電波法令上に高周波利用設備に関する規定が定められている。今回の授業では、この高周波利用設備の電波法令上の規定を学習し理解します。

## 電波法 第7節 監督

監督：電波法に掲げる目的達成のために

↓ ← 総務大臣が行う

無線局、無線従事者等の行為の  
合法性、合目的性などの監視

必要に応じての指示、命令、  
公益性の必要に基づく下命

- 1) 公益上の必要に基づく下命
- 2) 不適当な運用に対する監督
- 3) 一般的な監督(検査)



携帯電話や無線を利用したＩＴ関連設備等の普及により、電波の需要が急速に増大し、周波数利用状況が逼迫しており、既存の周波数割当計画又は放送用周波数使用計画の変更を余談なくされる場面が発生してきている。

このため、電波資源の有効利用に資する対策として、デジタル地上波ＴＶ放送の導入とこれに伴うアナログ地上波ＴＶ放送周波数の変更、5GHz帯の無線アクセスシステムの導入と共に伴う同周波数帯で行われていた無線業務の他媒体への移行等が行われている。

総務大臣は、電波法に掲げる目的達成のために、点検、検査、報告の徴収、電波の利用に係る違法行為の発生防止等の具体的措置、電波資源の有効利用に資する対策等を行うために、必要に応じて指示、命令、下命の態様により監督を行う。



## 電波法 第7節 監督

### 1 公益上の必要に基づく下命

周波数等の変更	無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定、又は人工衛星局の無線設備の設置場所を変更する。	電波法 第71条
特定周波数変更	特定の業務について、新たな技術の採用などにより、周波数の利用効率を向上させることにより、周波数割当計画又は放送用周波数使用計画を変更する。	電波法 第71条の2第1項
特定周波数終了	特定の業務について、電波の利用を終了して他の方法(例えば光ケーブル)に移行することにより、周波数割当計画を変更する。	電波法 第71条の2第2項
非常の場合の通信	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせる。	電波法 第74条、第74条の2

## 電波法 第7節 監督

### 2 不適当な運用に対する監督

電波の発射停止（電波法第72条）



- ① 無線局の発射する電波の質が無線設備規則第5条～第7条で定めるものに適合していないと認めるときは、電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 電波の質が、法の定めるところに適合するに至った旨申出があった場合には、その無線局に試験的に電波を発射させなければならない。
- ③ 電波の質が、法に定めるところに適合しているときには、直ちに電波発射停止の命令を解除しなければならない。

## 電波法 第7節 監督

### 2 不適当な運用に対する監督

運用停止及び免許内容の制限（電波法第76条第1項）

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、次のことができる。

- ① 3ヶ月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じること、又は
- ② 期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限すること



## 電波法 第7節 監督

### 2 不適当な運用に対する監督

無線局の免許取消し等（電波法第75条、第76条）



総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。（電波法第76条第4項）

- ① 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6ヶ月以上休止したとき。
- ② 不正な手段により無線局の免許若しくは無線設備等の変更の許可を受け、又は周波数の指定の変更を行わせたとき。
- ③ 無線局の運用停止又は使用制限に従わないとき。
- ④ 免許人が、「電波法又は放送法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行をうけることがなくなった日から2年を経過しない者」に該当するに至ったとき。

## 電波法 第7節 監督

### 2 不適当な運用に対する監督

無線局の免許取消し等（電波法第75条、第76条）

免許人が電波法第5条第1項、第2項及び第4項の規定により免許を受けることができない者となったとき、又は認定基幹放送事業者の認定がその効力を失ったときは、その免許は取り消さなければならない。

（電波法第75条第1項）

（参考）

無線局免許の絶対的欠格事由

（一定の範囲の外国性排除）（第5条 第1項）

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表
- 三 外国の法人又は団体 . . . . . 以下省略
- 四 法人又は団体であって、前3項に掲げる者がその代表者であるもの、又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

# 電波法 第7節 監督

## 2 不適当な運用に対する監督

### 取消しの手続

① 電波法第76条第4項による場合

法第99条の11

総務大臣は次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

第4号 電波法第76条第4項規定による無線局の免許の取消し

⇒ 電波監理審議会に諮問、

決議を尊重して措置する。

② 電波法第75条による場合 ⇒ 義務的取消し。

### 電波法 第7節 監督

#### 2 不適当な運用に対する監督

無線局の免許取消し等（電波法第75条、第76条）



- 総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。（電波法第76条第4項）
- ① 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6ヶ月以上休止したとき。
  - ② 不正な手段により無線局の免許若しくは無線設備等の変更の許可を受け、又は周波数の指定の変更を行わせたとき。
  - ③ 無線局の運用停止又は使用制限に従わないとき。
  - ④ 免許人が、欠格事由の者に該当するに至ったとき。

# 電波法 第7節 監督

## 2 不適当な運用に対する監督

### 免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督

電波障害除去の措置命令（電波法第82条）

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

RR 4. 4号

構成国の主管庁は、周波数分配表又はRRのその他の規定に反して、いかなる周波数も、局に割当ててはならない。ただし、周波数割当の使用において、憲章、条約及びRRの規定に従って運用する局が行う業務に、有害な混信を生じさせないこと、及び有害な混信からの保護を要求していないことを明示の条件とする場合は、この限りでない。



## 電波法 第7節 監督

### 2 不適当な運用に対する監督



#### 無線従事者の免許取消し及び従事停止（電波法第79条）

##### 免許の取消し及び従事の停止

総務大臣は、次に該当するときは、無線従事者の免許の取消し又は3ヶ月以内の期間を定めて業務に従事することを停止することができる。

- ① 電波法又は電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき
- ② 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- ③ 無線従事者の免許を受けた後、著しい心身の欠陥が生じ、無線従事者たるに適しない者となったとき。

## 電波法 第7節 監督

### 3 一般的な監督(検査)

#### 無線局に対する検査

- 1) 落成後の検査（新設検査）：電波法第10条に規定する検査。
- 2) 変更検査：電波法第18条に規定する検査。
- 3) 定期検査：電波法第73条第1項に規定する検査。
- 4) 臨時検査：電波法第73条第5項に規定する検査。
- 5) 検査の一部省略：登録点検事業者の「登録点検結果通知書」の提出により検査の一部を省略することができる。（電波法第73条第4項）



## 電波法 第7節 監督

### 3 一般的な監督(検査)

無線局以外のものに対する検査



1) 免許等を要しない無線局及び受信設備の検査：電波法第82条第2項

電波障害除去の措置をとるべきことを命じた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

2) 許可を要する高周波

利用設備の検査：電波法第100条第5項に規定する検査が準用され、検査が実施される。

## 電波法 第7節 監督

### 3 一般的な監督(検査)

無線局に関する事項の報告等の徴収



1) 義務的報告（電波法第80条）

- ① 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- ② 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- ③ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

# 電波法 第7節 監督

## 3 一般的な監督(検査)

### 無線局に関する事項の報告等の徴収

#### 2) 報告の徴収(電波法第81条、第81条の2)

- ① 無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認める場合。
- ② 電波法を施行するために必要があると認めるとき、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、その証明に関して報告を求める場合。

1 業務関係		経歴 Record of Service	
選任又は解任の年月日 及びその年月日	無線局	職名及び氏名 は国籍	確認欄
選任 4. 1	JMMU かいとうまる	免許番号又 は国籍 Call Sign	職名及び氏名 Name and Signature of Ship Master 印 印
解任 7. 1	JMMU かいとうまる		
選任 7. 1 GMDSS	JFFP きんげすり	17810288	練習船瀬戸内丸船長 東　良
解任 10月1日 GMDSS	JFFP きんげすり	17910288	練習船銀河丸船長 草　眞
選任 10月1日 GMDSS	JLHY せいじんさき	17810059	練習船青雲丸船長 外　谷　達
解任 10月1日 GMDSS	JLHY せいじんさき	17810059	練習船青雲丸船長 外　谷　達

# 電波法 第7節 監督

## 3 一般的な監督(検査)

### 無線局に関する事項の報告等の徴収

#### 3) その他の届出

(電波法施行規則第43条)

- ・船舶関係事項及び航空機関係事項の変更の場合の届出
- ・遭難自動通報局、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場の変更の届出
- ・移動する無線局の常置場所変更及び包括免許人の事務所の所在地変更の届出



## 電波法 第7節 監督

### 3 一般的な監督(検査)

無線局に関する事項の報告等の徴収

#### 3) その他の届出

(電波法施行規則第43条の2)

- ・基幹放送局の事業計画の変更、事業収支の結果の届出



## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

基本規定 ⇒ 法第100条

型式の指定

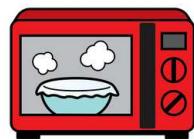
型式の確認 ⇒ 電波法施行規則第三章  
安全施設

技術基準 ⇒ 無線設備規則第五章



高周波電流を電線路に流し、又は高周波エネルギーを一定の装置内で利用するものを高周波利用設備という。

高周波利用設備は、高周波エネルギーを電波として積極的に空間に発射して利用するものではないが、高周波エネルギーの一部が漏洩し、他の無線通信に妨害を与えるおそれがある。このために、電波法では、10kHz以上の高周波電流を利用する高周波利用設備を対象として、この設備を設置する場合には、事前に総務大臣の許可を受けるべきことを定めている。ただし、設備の型式について総務大臣の指定を受けたもの及び設備の型式について当該設備の取扱い業者が確認を行ったものについては、総務大臣の許可を必要としない。設置の許可の申請の手順は、無線局免許の申請の手順に関する規定が準用される。



## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

高周波利用設備の設置 ⇒ 許可制度

(免許制度に準ずる制度。免許手続きが準用される。)

手続き	設 備 (装 置)		適用規則
許 可 必 要	通 信 設 備	電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる通信設備であって、許可不要の条件に該当しないもの	法第100条第1項第一号
	医 療 用 設 備	50ワットを超える高周波出力を使用するもの	法第100条第1項第二号、施規第45条
	工 業 用 加 烫 設 備		
	各 種 設 備		

## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

許可不要	型式の指定を受けた場合	電力線搬送通信設備 *1) 10kHz～450kHzの周波数を搬送波とする 搬送式インターホン 一般搬送式デジタル伝送装置 特別搬送式デジタル伝送装置 屋内で2MHz～30MHzの周波数を搬送波とする 広帯域電力線搬送通信装置 誘導式読み書き通信設備 超音波洗浄機 超音波加工機 超音波ウェルダー 電磁誘導加熱利用文書複写印刷機械 無電極放電ランプ	施規第44条第1項第一号(1) 施規第44条第1項第二号(3) 施規第44条第2項 施規第45条第三号かっこ書き
	型式の確認を受けた場合	電子レンジ 電磁誘導加熱式調理器	施規第46条の7第1項 第一号
	型式の指定、 確認いすれも 不要	ケーブル搬送設備 平衡二線式裸線搬送設備 電力線搬送通信設備であって受信のみを目的とする もの 誘導式通信設備	法第100条第1項第一号 かっこ書き、 施規第44条

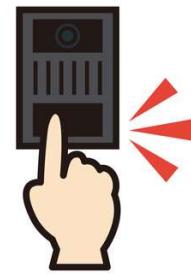
## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

#### 型式の指定(電波法施行規則第46条～第46条の6)

型式の指定を受けようとする製造業者又は輸入業者は、次の各区別に従い、総務大臣へ申請する。

- 1) 搬送式インターホン
- 2) 一般搬送式デジタル伝送装置
- 3) 特別搬送式デジタル伝送装置
- 4) 広帯域電力線搬送通信装置
- 5) 誘導式読み書き通信設備
- 6) 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー
- 7) 電磁誘導加熱利用文書複写印刷機械
- 8) 無電極放電ランプ



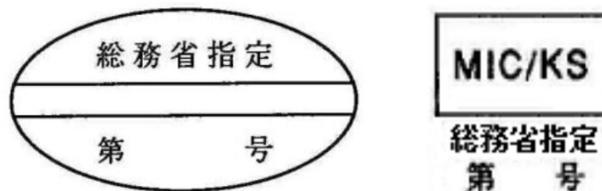
## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

#### 型式の指定(電波法施行規則第46条～第46条の6)

総務大臣は、型式の指定の申請があった場合、各区別に従い、電波法施行規則に掲げる条件に適合していると認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

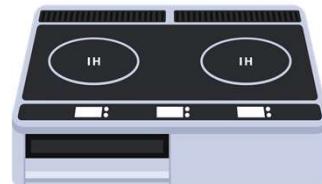
型式の指定を受けた者は、高周波利用設備に、所定の様式の表示を付さなければならない。



この表示のある設備(装置)は、設置に際して、許可を要しない。

## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)



#### 型式の確認(電波法施行規則第46条の7～第46条の10)

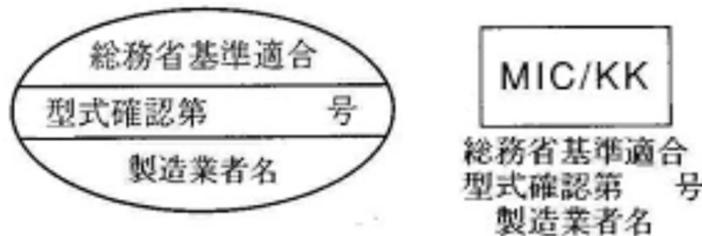
電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の製造業者又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、電波法施行規則に定める条件に適合していることの確認を行うことができる。

## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

型式の確認（電波法施行規則第46条の7～第46条の10）

型式の確認を行い、総務大臣に届出をした製造業者又は輸入業者は、確認を行った型式に属する機器に、所定の様式の表示を付さなければならない。



この表示のある設備(装置)は、設置に際して、許可を要しない。

## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

安全施設（電波法施行規則第47条～第50条）

- 1) 通信設備の安全施設（電波法施行規則第47条）
- 2) 医療設備の安全施設（電波法施行規則第48条）
- 3) 工業用加熱設備の安全施設（電波法施行規則第49条）
- 4) 各種設備の安全施設（電波法施行規則第50条）



## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

安全施設(電波法施行規則第47条～第50条)

1) 通信設備の安全施設(電波法施行規則第47条)

許可を要する通信設備には、無線設備の安全施設の規定(電波法施行規則第二章第三節)を準用

人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない(電波法施行規則第21条の2～第27条の施設)

## 電波法 第8節 雜則

### 1 高周波利用設備(電波法第100条)

安全施設(電波法施行規則第47条～第50条)



### 2) 医療設備の安全施設(電波法施行規則第48条)

医療用設備は、その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、次の条件に適合していなければならない。

- 一 高圧電気に関わる器具や電線の絶縁しゃへい体又は金属しゃへい体への収容
- 二 医療電極と出力回路や電力線間の絶縁抵抗
- 三 医療電極及びその導線の良好な絶縁体での被覆

## 電波法 第8節 雜則

1 高周波利用設備(電波法第100条)  
安全施設 (電波法施行規則第47条～第50条)



### 3) 工業用加熱設備の安全施設 (電波法施行規則第49条)

工業用加熱設備は、その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、次の条件に適合しなければならない。

- 一 高圧電気に関わる器具や電線の絶縁しゃへい体又は金属しゃへい体への収容
- 二 設備の操作によって、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、危険防止のための設備をすること

## 電波法 第8節 雜則

1 高周波利用設備(電波法第100条)  
安全施設 (電波法施行規則第47条～第50条)

### 4) 各種設備の安全施設 (電波法施行規則第50条)

各種設備は、その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、次の条件に適合しなければならない。

- 一 高圧電気に関わる器具や電線の絶縁しゃへい体又は金属しゃへい体への収容
- 二 設備の操作によって、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、危険防止のための設備をすること